

第9回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成28年9月30日(金)	午前 9時 50分	午前 10時 20分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室		
3. 出席委員	1 日下委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 11 西野委員, 12 祐本委員	3 土居委員,	4 信友委員, 5 佐伯委員, 9 吉木委員, 10 井上委員
欠席委員	2 石本委員		
4. 説明員	桶本事務局長, 道面主任主事, 西原技師		
5. 審議案件	議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第31号 非農地証明について 報告第1号 農地法第3条の3第1項の届出について		

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第9回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員は2番石本委員で、農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を1番西野委員と1番日下委員を指名致します。</p> <p>それでは日程3、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第30号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数1は、譲渡人Aさん、件数2は、譲渡人Bさん、譲受人はCさんからの貸借権設定の申請で、事業計画は太陽光発電施設となっております。なお、本申請につきましては、本年第8回総会において、議案第28号の件数1、件数2でお諮りし、決定をいただいた竹原市の農業振興地域整備計画において、農用地の除外手続き中の土地の申請となっております。</p> <p>件数3は、譲渡人Dさん、譲受人Eさんからの所有権移転の申請で、事業計画は建売住宅の建築及び駐車場となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、3番土居委員からご報告をお願いします。</p>
<p>3 番</p>	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数3は、土地区画整理区域内にある榎町公園より東に約70m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数1、件数2は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなり、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。</p> <p>件数3は土地区画整理区域内でもあり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数とも譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等が添付されています。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、全件数とも申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、件数1、件数2は、再生可能エネルギー発電設備認定申請中で、件数3は、区画整理法第76条による許可申請中で、担当部署より許可の見込みとの回答を得ております。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、全件数とも申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、全数とも被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお、件数1、件数2につきましては一般社団法人広島県農業会議へ諮問致します。</p> <p>次に日程第4、議案第31号「非農地証明について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>

局 長	<p>それでは、議案第31号について説明致します。</p> <p>本案件は非農地証明申請に関する案件です。</p> <p>件数1は、申請人Fさんで、申請事由については、昭和45年頃から庭木を植え、前庭として管理しており、今後においても耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数2は、申請人Gさんで、申請事由については、字多中郷の2筆については、昭和20年頃より宅地として使用しており、また、字早木峠の2筆については平成8年頃から耕作しなくなり、今後においても4筆とも耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、3番土居委員からご報告をお願いします。</p>
議 長 3 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、高崎町の高宮八幡宮より南西に約110m付近にあり、現地確認時、庭樹が植えられ前庭として管理されていました。</p> <p>件数2の内、字多中郷の2筆は竹原市立大井保育所より北東に約140m付近の2筆は、現地確認時宅地として利用され、又、字早木峠の2筆は竹原市立大井保育所より北東に約770m付近にあり、道路幅が狭く当日現地確認が難しい場所ということで、西野委員及び事務局が事前に現地を調査されたものを、写真等で当日報告を受け耕作されていないこと確認しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>非農地証明の審査事項について説明をお願いします。</p>
議 長 局 長	<p>それでは、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検討した結果をご報告いたします。</p> <p>両件数とも、現地確認及び申請時間き取り等から、転用の事実から20年以上経過しているものと認められ、又、件数2の早木峠の2筆については、耕作不便等で耕作不能な状態であると認められ、農地転用行政上も支障がないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第31号「非農地証明について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>

<p>局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり決定いたします。引き続き、日程第5、報告第1号「農地法第3条の3第1項の届出について」に移りたいと思います。事務局職員をして報告申し上げます。</p> <p>それでは私から、報告第1号について説明を致します。</p> <p>この報告は、農地法第3条の3第1項により、相続等により権利を取得した者は遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地の在する農業委員会にその旨を届け出なければならないと定められています。また、広島県の「農地法関係事務処理ガイドライン」では、直近の総会で届出の状況を報告するようになっておりますので、今回から月毎の届け出の件数、筆数、面積等について報告するものです。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p> <p>平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が開催されるので、希望者は10月14日(金)までに事務局へ連絡してください。</p> <p>以上をもちまして、第9回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	--

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成28年10月31日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 西野 勇一

署名委員 日下 博美